

法律文書錬成講座 2025 年〔刑法〕問題

以下の【事例】を読んで、〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。（配点：50 点）

【事 例】

暴力団の組長である甲は、日頃から甲に対して生意気な態度を示し甲の指示通りに行動しない配下の若い組員 A を反省させ、同人を自己の手足となる忠実な組員に育て上げるためには、同人に暴力を振るうしかないと考え、令和 7 年 12 月 10 日、配下の幹部組員である乙に対し、この考えを伝えた上、A に暴行を加えることを命じた。甲に心酔している乙は、甲の考えに賛同し、その命令を快く受け入れた。この時、甲は、金銭に対する執着心の強い乙であれば、A に暴行を加えた際に畏怖した A から金目のものを恐喝するかもしれないと思ったが、そうなるも仕方がないと割り切り、乙に釘を刺すことはしなかった。他方、乙は、A から金目のものを取るつもりは全くなかった。

翌日、乙は、A を組事務所の地下室に呼び出し、同人に対し、甲の A に対する考えを伝えた上、A にもつばら暴行を加える意思で、その顔面を手拳で殴打して同人を転倒させた。この暴行により、頭部を床に打ち付けた A は、頭部に傷害を負い、うつぶせの状態で動かなくなった。

乙は、A が全く動かなくなったことから、A が気を失ったと思い、その場を立ち去ろうとしたが、その際、A のズボンのポケットに現金の入った財布があるのが見えた。乙は、ついでに財布をもらっておこうと考え、この財布を取ってから、その場を立ち去った。

乙が財布をもらっておこうと考えた直前に、A は、乙の暴行によって生じた頭部の傷害が原因で死亡していた。乙は、そのことに気付かないまま、A が所有していた財布を取っていた。その時点で既に A が死亡していたことは、一般人に認識できなかった。

〔設問 1〕（配点：36 点）

乙が A から財布を取った行為について、以下の(1)、(2)又は(3)の罪が成立するとした場合、その結論を導くために、それぞれどのような説明が考えられるか。判例の立場から説明できる場合には、判例の立場に従って説明すること。なお、乙が A から財布を取った時点において、この財布は、他人の所有物であったとする。また、(1)ないし(3)のいずれについても、自らの見解を問うものではない。

- (1) 窃盗罪
- (2) 占有離脱物横領罪
- (3) 窃盗未遂罪

〔設問 2〕（配点：14 点）

乙に傷害致死罪及び窃盗罪が成立することを前提として、甲の罪責について論じなさい。